

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案要綱

第一 外国為替令の一部改正

経済産業大臣の許可を要する取引として、生物兵器の製造装置等の使用に係る技術を提供することを
目的とする取引を追加する等所要の改正を行うこと。
(第十七条、別表関係)

第二 輸出貿易管理令の一部改正

経済産業大臣の許可を要する輸出として、電力の制御又は電気信号の整流を行う半導体素子等の輸出
を追加する等所要の改正を行うこと。
(別表第一関係)

第三 附則

この政令の施行期日等に関する規定を設けること

(附則関係)